

# 要配慮者利用施設における 避難確保計画作成について 【洪水】

令和6年4月更新

釧路市防災危機管理課

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

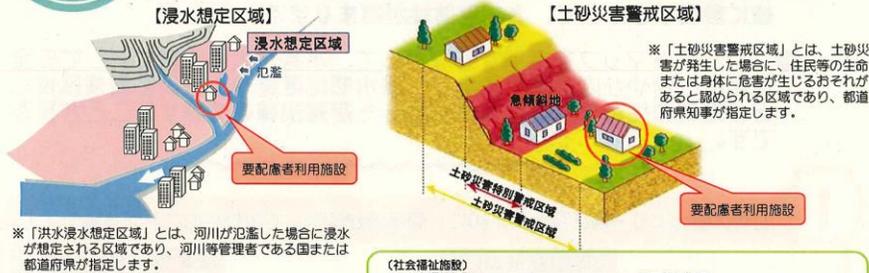
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

**要配慮者利用施設**とは…  
社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
  - ・老人福祉施設
  - ・有料老人ホーム
  - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - ・身体障害者社会参加支援施設
  - ・障害者支援施設
  - ・地域活動支援センター
  - ・福祉ホーム
  - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - ・保護施設
- (学校)
  - ・幼稚園
  - ・義務教育学校
  - ・小学校
  - ・高等学校
  - ・中学校
  - ・中等教育学校
  - ・専修学校(高等課程を置くもの)
- (医療施設)
  - ・児童福祉施設
  - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
  - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
  - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
  - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
  - ・一時的かり事業の用に供する施設
  - ・児童相談所
  - ・母子・父子福祉施設
  - ・母子健康包括支援センター等
- (その他)
  - ・特別支援学校
  - ・病院
  - ・診療所等
  - ・助産所等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

## 1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!

### 問い合わせ先

市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること  
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

### 法改正に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL: 03-5253-8111 (代表) URL: <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

赤の二重線は削除してください

洪水時の避難確保計画 ~~(雑形)~~  
(医療施設を除く)

〇〇〇〇(施設名)  
20〇〇(令和〇〇)年〇〇月

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	2
4. 情報収集及び伝達	3
5. 避難誘導	4
6. 避難の確保を図るための施設の整備	6
7. 防災教育及び訓練の実施	6
8. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る。)	7

【添付資料(釧路市への提出は不要)】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表

P10からのもの

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を釧路市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造 (該当するものに チェックを入れる)		階数	階建て	使用階
<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 非木造			
利用者	〇名	夜間	〇名	〇名
施設職員	〇名		〇名	〇名

ヘッダーを修正

3. 防災体制

《記載例》

警戒レベル	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 <sup>(注)</sup>
注意体制 の確立 レベル 2	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報の発表 ・〇〇川氾濫注意情報の発表※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制 の確立 レベル 3	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報の発表 ・高齢者等避難の発令 ・〇〇川氾濫警戒情報の発表※	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
非常体制 の確立 レベル 4	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川氾濫危険情報の発表※	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
レベル 5	以下のいずれかに該当する場合 ・緊急安全確保の発令 ・〇〇川氾濫発生情報の発表※	屋内安全確保	避難誘導要員

■上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 新釧路川  
釧路川・別保川  
阿寒川・舌辛川  
音別川  
のうち対象となる河川名を記載する。

(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4. 情報収集及び伝達

《用語の解説》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
洪水予報、水位到達情報	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、釧路市ホームページ、北海道防災メールなど
避難情報 (避難指示・避難所開設等)	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、釧路市ホームページ、釧路市防災メール、釧路市 Web ハザードマップなど

ハザードマップを確認してください

《用語の解説とその他インターネット情報について》

- 気象庁（警報・注意報基準一覧）
- 川の防災情報
- 北海道防災ポータル
- 気象庁防災情報



➢ 洪水浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

- 釧路市 Web ハザードマップ
- 新釧路川・釧路川・別保川洪水浸水想定（全体図）
- 阿寒川（上流部）・舌辛川洪水浸水想定（全体図）
- 阿寒川（下流部）洪水浸水想定（全体図）
- 音別川洪水浸水想定（全体図）



- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

《用語の解説》

避難誘導については、次のとおり行う。

経路図は次ページに記載する

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。
- 

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		0m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ○ 台
屋内安全確保			

※早期の立退き避難が必要な区域内での「屋内安全確保」は、家屋の倒壊や浸水の深さが3.0m以上となる等の危険性があることから、原則、行わない。

【別紙1 施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

ここへ地図を添付



▲Googleマップ

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《目録の別表1》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ、 <input type="checkbox"/> ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> ファックス、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、利用者等）、 <input type="checkbox"/> 案内旗、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話バッテリー、 <input type="checkbox"/> ライフジャケット、 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設備蓄・非常持ち出し品	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり0ℓ）、 <input type="checkbox"/> 食糧（1人あたり0食分） <input type="checkbox"/> 寝具、 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 体温計、 <input type="checkbox"/> マスク、 <input type="checkbox"/> 消毒液、 <input type="checkbox"/> ハンドソープ、 <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋、 <input type="checkbox"/> ビニールエプロン、 <input type="checkbox"/> 嘔吐処理具、 <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ、 <input type="checkbox"/> ゴミ袋、 <input type="checkbox"/> タオル、 <input type="checkbox"/> 常備薬、 <input type="checkbox"/> 包帯・絆創膏、 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ
その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
浸水を防ぐための対策 <input type="checkbox"/> 土嚢、 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他か（ ）	

（例）■テレビ、☑ラジオ など

・実際に、施設で行っている訓練の内容をお書きください(実施月日や対象など)

・R3.7月、水防法の・土砂法の一部改正により、訓練実施の報告が義務付けられました。

訓練実施後、訓練実施報告書を作成し、釧路市役所防災危機管理課へ提出してください。

※後述の訓練実施報告書についてを参照してください

7. 防災教育及び訓練の実施

《目録の別表2》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。

# 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

## 消防計画に追記する例・・・以下の6事項を追記する

**1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記**  
 消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

一文を追記

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**2. 自衛水防組織の項目を追加**  
 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

**3. 洪水時の防災体制の項目を追加**  
 「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

注意体制	警戒体制	非常体制
体制確立の判断時期 〇〇情報発表 〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、関係職員招集 情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、**	施設全体の避難誘導、** 避難誘導係、**
〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、**	避難誘導係、**

**4. 洪水時の避難誘導の項目を追加**  
 「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追加

- 避難場所・経路
  - 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
  - 上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
- 避難誘導方法
  - 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
  - 避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

**5. 避難の確保を図るための施設を追加**  
 洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的な点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

**6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加**  
 従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

# 避難確保計画作成（変更等）報告書

令和 年 月 日

(あて先)  
釧路市長

報告者（所有者・管理者）  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
メー ル \_\_\_\_\_

別添のとおり、津波防災地域づくりに関する法律（津波法）、水防法、土砂災害防止法（土砂法）の規定に基づく避難確保計画を  
作成・変更) ( ) しましたので報告します。  
消防計画・その他計画に追加

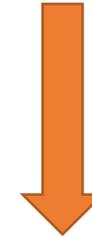
施設の所在地	
施設の名称	
添付資料の内容	津波・洪水・土砂災害 避難確保計画
施設の用途 その他特記事項 (変更の場合は主要な変更事項)	
※事務局通信欄（報告者は記入しないこと）	
受 付 欄	経 過 欄
	<input type="checkbox"/> 担当課送付 ( _____ 課)

- 備考 1 (作成・変更)のうち該当部分を○で囲むこと。  
 2 (所有者名・管理者名)のうち該当部分を○で囲むこと。  
 3 避難確保計画は2部提出すること。

避難確保計画作成



避難確保計画作成・変更報告書を作成



提出する

メール・郵送・FAX・持参

市役所防災危機管理課へ

受領印を押し、避難確保計画作成・変更報告書の控えを施設様宛に送付します。(メール・郵送・FAX)

該当する災害をマルで囲む

# 訓練実施報告書について

## 洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

(あて先) 釧路市長		令和 年 月 日
訓練記録作成者(報告者)		
職		
氏名		
施設の所在地		
施設の名		
訓練日時	年 月 日 時 分から 時 分 まで	
想定災害 (対象災害と河川名を ○で囲む)	洪水〔 新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川 〕	
	土砂災害	
	津波	
訓練の種類・内容	<input type="checkbox"/> 図上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立ち退き訓練
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練
	<input type="checkbox"/> その他 ( ) 訓練内容について自由記載	
訓練参加者 ・参加人数	職員	名
	施設利用者	名
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)	名
	・	名
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名
	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性(避難先: )	
	<input type="checkbox"/> その他	
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)		
受付欄	経過欄	

実施する訓練の種類  
の参考にしてください

訓練実施後1カ月以内に  
市へ報告書を提出する

(別紙1)

(別紙2)

## 記載例

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書	
(あて先) 釧路市長	令和 〇年 〇月 〇日
訓練記録作成者(報告者)	
職	施設長
氏名	館路 太郎
施設の所在地	釧路市重金町5丁目2番地
施設の名	グループホーム釧路防災
訓練日時	20〇〇年 〇月 〇日 10時00分から 12時30分 まで
想定災害 (対象災害と河川名を ○で囲む)	洪水〔 新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川 〕
	土砂災害
	津波
訓練の種類・内容	<input checked="" type="checkbox"/> 図上訓練
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練
	<input type="checkbox"/> その他 ( ) 訓練内容について自由記載 (例)ハザードマップを用いて、災害リスクの確認と避難先への避難経路を確認した。
訓練参加者 ・参加人数	職員 20 名
	施設利用者 30 名
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 避難支援に要した人数 20 名
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難に要した時間 30 時間 分
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性(避難先: 防災庁舎5階)
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)	
受付欄	経過欄
記入の必要なし	

訓練実施後、おおむね1か月以内に提出してください。また、年に複数回実施する施設は、最後の訓練実施後にまとめて提出することも可能です。

実施した訓練以上にチェックを入れてください

(別紙)

**洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書**

令和 年 月 日

(あし) 釧路市長 訓練記録作成者(報告者)

職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

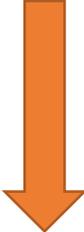
施設の所在地	
施設の名称	
訓練日時	年 月 日 時 分から 時 分 まで
想定災害 (対象災害と河川名を ○で囲む)	洪水 ( 新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川 )
	土砂災害
	津波
訓練の種類・内容	<input type="checkbox"/> 図上訓練 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練 <input type="checkbox"/> 立ち退き訓練
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練 <input type="checkbox"/> 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練
	<input type="checkbox"/> その他 (                      )
訓練内容について自由記載	
訓練参加者 ・参加人数	職員                                      名
	施設利用者                              名
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)
	・    名
	・    名
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数              名
	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間                      時間      分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性(避難先:                      )
	その他
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)	
受付欄	経過欄

《提出先・問い合わせ先》 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207  
FAX 0154-23-5180  
Eメール bo-bousai@city.kushiro.lg.jp

**避難確保計画に基づいた訓練の  
実施**



**訓練実施報告書を  
作成**



**提出する**

メール・郵送・FAX・持参

**市役所防災危機管理課へ**

受領印を押し、訓練実施報告書の控えを施設様宛に送付します。(メール・郵送・FAX)

### (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

国土交通省作成資料より抜粋

- 原則として、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたタイミングで避難を開始してください
- 利用者が多い、利用者の身体的な状況等により避難完了までに時間を要する場合は、雨量等の状況を踏まえ、避難完了までの時間に応じて「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始してください

警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	今後気象状況悪化のおそれ 	気象状況悪化 	災害のおそれあり 	災害のおそれ高い 	災害発生又は切迫 
防災気象情報		氾濫注意情報 	氾濫警戒情報 洪水情報 	氾濫危険情報 	氾濫発生情報 
川の様子					
避難情報等	早期注意情報	大雨・洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集 	心のスイッチ ⇒防災モード 避難開始 	避難完了 		

社会福祉施設における避難のタイミング



避難に時間を要する場合



施設の行動



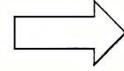
情報収集



心のスイッチ ⇒ 防災モード



避難開始



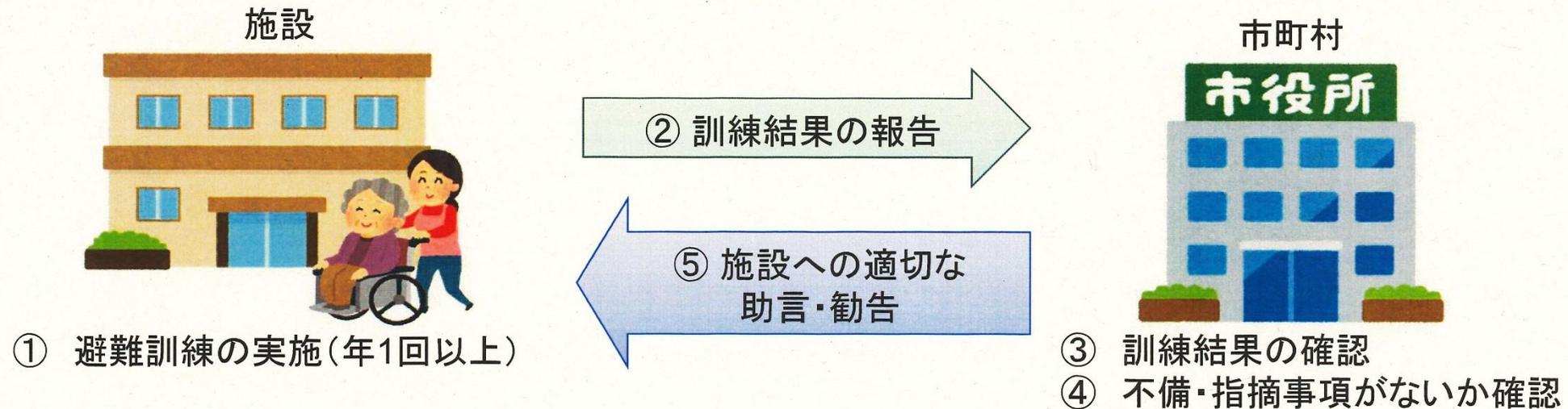
避難完了

避難開始を前倒し

## (4)水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました
- 市町村は、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年1回以上実施すること及び、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告するよう依頼し、必要に応じて助言・勧告をお願いします

### 【避難訓練と報告・確認の手順】



### 留意点

- 施設は、訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができます